

「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する
住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」第1回議事概要

日 時：平成29年11月10日（金）10：00～11：30

場 所：総務省11階会議室

出席者：小幡座長、手塚座長代理、石井委員、板垣委員、小尾委員、
高野委員、樋口オブザーバー
山崎自治行政局長、篠原審議官

事務局：阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、小牧理事官、
穂積課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 山崎自治行政局長挨拶
3. メンバー等自己紹介
4. 研究会運営要綱等について
5. 事務局提出資料について
6. 意見交換
7. 閉会

【意見交換(概要)】

- 住民票や戸籍の附票の除票の公証レベルは、除票となる前の住民票や戸籍の附票と同等のものと考えて良いか。
- 住民票や戸籍の附票の除票は、「過去その時点ではこうであった」という意味ではその公証力は同等のものである。
- 戸籍の附票は、住民の方々には、ほとんど知られていない。戸籍の附票は、例えば、住所を転々としている者が、独身時代に購入した車を結婚・引越後に売却しようとするときに、当時の住所を公証するために利用されることがあるが、このような場合にはじめて戸籍の附票を使うというのが現状ではないか。ただし、本籍地が変わって、戸籍の附票が除票となり、5年を経過して消除されると利用できない。戸籍の附票やその除票は、過去の住所を示すという点で有効と思われる。
- 国外の住所を戸籍の附票にどこまで記載できるのか、また、これを公証できるのかという議論がある。現行制度では、国外転出した者の戸籍の附票に記載される住所は、国外転出時に分かる範囲で記載している。一方、在外公館では、在留証

明書の発行や、在外選挙人名簿登録に係る申請者の住所の確認を行っており、これらの制度を組み合わせることで正確な住所を記載することが可能かどうか、検討できるのではないか。

- 公的個人認証の海外継続利用の検討にあたっては、そのトラスタンカーについて、国外での住所が明確でなくとも良いとするか、又は国外での住所を明確にしたものとするかを定める必要があるのではないか。例えば、在外選挙では住所を明確にする必要があるが、銀行口座情報の確認に必ずしも住所を明確にする必要があるのか。
- 国外からの手続は、サービスを提供する側がどこまで本人確認を求めるか様々であると思われる。例えば、民間の金融手続においては、犯収法上、氏名・住居・生年月日の本人確認が求められている。インターネット上で手続を行う場合に、官民それぞれどのようなレベルでの本人確認を行うか、整理してみたい。
- 公的個人認証には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2つがあるが、利用者証明用電子証明書には本人を特定する情報は入っていない。現在は、国外転出時には、住民票が削除されるため、利用者用電子証明書も失効させているが、失効させなくても良いのではないか。署名用電子証明書については海外での住所の代わりに何を入れるか、という議論もあり得る。システム面からは、J-LISの住基ネットの改修、又は各自治体の既存住基システムの改修どちらを行うかも検討が必要と思われる。
- 戸籍の附票のシステム構成が知りたい。戸籍の附票はどこにあって誰が管理しているのか。責任分担としては、法務省と総務省のどちらにあるのか。
- 戸籍の附票は戸籍を単位として作成されるため、本籍地市町村にある。システム構成としては戸籍単位で戸籍の附票を作成しているため、既存住基システムではなく、戸籍システムの方にある。電子化以前は、戸籍と戸籍の附票は、世帯毎に戸籍の次に戸籍の附票が並ぶよう管理されていた。制度的には法務省と総務省の共同所管だが、住民票とつなぐためのものであり、住民基本台帳法に規定がされている。
- 今後、戸籍の附票ネットワークのようなものが必要になるのかもしれない。
- 私が携わった観点からとして、住民基本台帳制度に基づく公証は、自分が何者であるかを示すためのものと思われるが、今後は、自分以外の者でも、自己判断能力がないお年寄りや死んだ者が何者かを公証することも必要ではないか。例えばある市では、住民票に、死んだ者がどこの墓地に入るかや、所有する墓地について記載するという勉強会が行われていると聞いている。

以 上